

# リブリーサポート 会員規約

会員(リブリーサポート加入同意した入居者及び同居人、以下「本会員」という)は、株式会社THREEが運営するリブリーサポート(以下、「本サービス」という)の会員規約(以下「本規約」という)を承諾の上、利用するものとします。

## 【第1章 総則】

### 第1条 (会員規約)

株式会社THREE(以下、「当社」という)が運営する本サービスを、会員が利用する際の一切に適用します。

### 第2条 (サービス内容および規約等の承諾)

本サービスの概要は、以下の通りです。

- 1) 生活安心総合保険(運営元:ジック少額短期保険株式会社)
- 2) 健康生活ホットライン(運営元:ジック少額短期保険株式会社)
- 3) 生活安心QQサービス(運営元:ジック少額短期保険株式会社)
- 4) 無料保険相談サービス(運営元:株式会社ディノス・セシール)

2.本会員は、本規約のほか前項(2)、(3)および(4)のサービス運営会社が提供する各サービスにおいてホームページ等で公表している全ての規定、約款、注意事項等(以下、「規約等」という)を承諾して利用するものとします。

3.サービス内容は予告なく変更する場合があります、本会員はこれを了承するものとします。

### 第3条 (本サービスの利用)

本会員および同居人は、本規約および規約等の定めるところに従い、本サービスを利用することができます。

2.本会員は、同居人による本サービスの利用に際して、同居人に本規約および規約等の定めを遵守させる義務を負うものとします。

### 第4条 (申込み)

本会員は、当社が本サービス販売元として承諾した企業(以下、「販売元」という)を通じ、販売元の規定に従い手続きをして、当社が承諾することによって成立します。

### 第5条 (退会および会員資格の取り消し)

本会員は、販売元を通じて退会するものとします。

2.本会員が次のいずれかに該当した場合、当社は会員資格を取り消すことができるものとします。

- 1) 本規約又は規約等に違反した場合
- 2) 不要な問い合わせや悪質ないたずら等で本サービスの業務に支障をきたした場合
- 3) 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団若しくは個人(いわゆる反社会的勢力)に属する、又は密接な関係を有する場合
- 4) その他、当社が本会員として不適切とみなした場合

### 第6条 (本規約の追加変更)

本規約に追加変更を生じた場合、Webサイト(https://three.co.jp)等の掲載を持って通知します。

### 第7条 (個人情報)

当社は、本サービスを通じて当社が知り得た本会員の個人情報(以下、「本会員の個人情報」という)について、「個人情報の保護に関する法律」その他の法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。

2.本会員は、本会員の個人情報を当社が次の各号の目的の範囲内で使用することに同意するものとします。

- 1) 本会員より依頼を受けた各種サービスを提供するため
- 2) 本サービスの運営上必要な事項を本会員に伝えるため
- 3) 本サービスその他当社の商品等の改善等に役立てるための各種アンケートを実施するため
- 4) 本サービスの利用状況や本会員の属性等に応じた新たなサービスを開発するため
- 5) 関連サービスや商品の情報を提供するため

3.当社は本サービスの提供に関わる業務を第三者委託することがあります。この場合、当社は、業務遂行上必要な範囲で当該委託先に本会員の個人情報を取り扱わせることができ、本会員はあらかじめこれに同意するものとします。

4.前項に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、当社は本会員の個人情報を第三者に開示・提供することがあります。

- 1) 個人又は公共の安全を守るために緊急の必要がある場合
- 2) 裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分、又は法令により開示が必要とされる場合
- 3) 当社の権利又は財産を保護するために必要不可欠な場合
- 4) 当社が本サービスの運営維持のため必要不可欠と判断する合理的かつやむを得ない自由が生じた場合

### 第8条 (免責事項等)

天変地変、不可抗力および当社が必要と判断した場合、本会員に予告なく本サービスの提供を中止させていただく場合があります。

2.当社は本会員が本サービスを通じて得る情報等について、一切の責任を負わないものとします。

3.本会員に過失なく何らかの損害が生じた場合といえども、当社は一切の責任を負わないものとします。

### 第9条 (損害賠償額の上限)

当社は本サービスの運営に関して本会員に損害が生じた場合、2万円を限度額として賠償責任を負うものとします。

### 第10条 (合意管轄裁判所)

本規約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 【第2章 生活安心総合保険】

### 第11条 (内容)

当社が保険契約者、ジック少額短期保険株式会社が引受保険会社となり、利用者を被保険者(保険の対象となる方)とする生活安心総合保険(以下「本保険」という)の補償を無料で受けることが出来ます。

2.本保険には、地震保険の補償は含まれておりません。

3.ジック少額短期保険株式会社は、本保険において、パンフレット記載の金額を限度に保険金を支払うものとします。詳細については、パンフレットをご確認ください。

### 第12条 (事故が生じた場合の手続)

利用者は本サービス有効期間中に、本保険の支払い対象となる事故が発生した場合、ジック少額短期保険株式会社が指定する先に連絡するものとする。

詳細についてはパンフレットをご確認ください。

2.本保険の内容や保険金支払いに関する事項は、ジック少額短期保険株式会社へお問い合わせください。

## 【第3章 健康生活ホットライン】

### 第13条 (内容)

本会員は、以下の健康生活ホットラインを利用することができます。

- (1) 健康・医療相談サービス
- (2) 医療機関の情報提供サービス
- (3) 郵送検査紹介サービス
- (4) 家事代行紹介サービス

相談窓口0120-390-718

その他サービスに関する注意事項はパンフレットに記載されています。

## 【第4章 生活安心QQサービス】

### 第14条 (内容)

本会員は次の各号のトラブルが生じた場合、フリーダイヤル(0120-307-255)を利用して、24時間365日、トラブルを解決するための情報提供又は現場駆けつけサポートを受けることができます。なお、本サービスは応急処置であり、完全修理・問題個所の根本解決をするものではありません。

- (1) 鍵の紛失、故障等、鍵のトラブル(ただし、特殊構造の鍵に関しては開錠できない場合があります。)
- (2) 詰まり、水漏れ等、水廻りのトラブル
- (3) ガラスのトラブル

2.前項の現場駆けつけ対応時には、本会員の立ち合いが必要となります。

3.鍵の開錠サービスは作業時に本人の立ち合い及び運転免許証等による本人確認が必要となります。

### 第15条 (サービス利用規定)

本会員は、現場対応サービスを30分程度の応急処置(水廻りトラブルにおいては、空気圧による除去作業、パッキン交換、鍵のトラブルにおいては開錠、ガラスのトラブルにおいては養生等)の範囲内で無償にて受けることができます。ただし、次の各号の場合、本会員は別途実費等を負担する必要があります。

- (1) 30分を超える延長作業が発生する場合
- (2) 現場駆けつけ時に部品交換は特殊作業が必要になった場合
- (3) 当社指定の期間内における利用回数上限(年3回)を超えてサービス利用の場合
- (4) 本会員の責に帰すべき事由により、現場駆けつけ作業員(以下、「作業員」という)到着後に現場対応作業がキャンセルになった場合
- (5) その他各号に関連し、当社が当社の責に帰すべき事由なく全各号以外の実費を負担した場合

2.本会員は、本規約に定めるサービスの対象に含まれない事項についても、作業員と協議の上、別途有料でサービスを受けられる場合があります。

3.現場駆けつけ対応ではトラブルが解決できない又は二次被害が発生することが予想される場合、本会員は作業員と協議の上、別途有料でサービスを依頼することができます。

4.本会員の依頼により有償にて受ける器具(水栓、パーツ等)の交換等に関して、賃貸人との間における交渉においては本会員ご自身がするものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

5.当社は、利用料金等の請求業務及び現場作業等のトラブル解決業務等を、第三者に委託することがあり本会員はこれを承諾するものとします。

6.別途実費が発生する利用料金等については、作業前までに当社が予め本会員に概算見積を提示するものとします。また、概算見積を超える利用料金が発生する場合、新たに本会員に承諾を得るものとし、本会員は作業終了時に発生した利用料金全額を現金にて支払うものとします。

### 第16条 (除外事項)

次の場合は緊急駆けつけサポートの対象外とします。

- (1) 緊急性がないと判断される場合
- (2) 申告若しくは依頼者が修理物件の居住者でない場合
- (3) 管理会社若しくはオーナーからの申込みの場合
- (4) 専用ダイヤルにて事前予約がない場合
- (5) 建物共用設備におけるトラブルの場合
- (6) 借戸室外でのトラブルの場合
- (7) 本会員が所有する家電製品に関するトラブルの場合
- (8) 入居当初からの故障・破損に関するトラブルの場合
- (9) 配管の凍結が原因のトラブルの場合
- (10) 開錠の際の身分証明ができない場合
- (11) オーナー、管理会社の許可なしに行う玄関の破壊開錠の場合
- (12) 地震等の天災や火災、暴動等の非常事態におけるトラブルの場合
- (13) 一部離島、山間部、豪雪地帯等の場合
- (14) 店舗・事務所等個人住居でない場合
- (15) 原因追及のための工事を必要とする場合
- (16) 原状回復に関するトラブルの場合
- (17) 機器等に問題がある場合(シャワー、トイレ、給湯器等)

## 【第5章 無料保険相談サービス】

### 第17条 (内容)

本会員に、(株)ディノス・セシール(以下、「同社」という)及び同社が提携している保険代理店に属するファイナンシャルプランナー等(以下、「FP等」という)を紹介し、無料にて保険のコンサルティングを行うサービス(以下、「同社サービス」という)です。

- (1) 新規加入検討に関するご相談
- (2) 保険見直しに関するご相談
- (3) ライフプランニングに関するご相談
- (4) 資産形成に関するご相談
- (5) その他、保険に関するご相談

### 第18条 (注意事項)

同社サービスを介し、本会員がFP等より提案を受けた保険商品の内容を十分検討された上で、保険商品の申し込みを行い、保険契約が締結された場合、同社及び提携保険代理店との共同募集扱いとなり、同社及び提携保険代理店が当該保険契約の取扱保険代理店となります。

2.利用者が未成年者である場合、同社サービスの利用し親権者などの法定代理人の同意が必要になります。法定代理人の同意がない場合は、同社サービスを利用できません。

3.同社サービスにおける個人情報の取扱いについては<http://www.hokengate.jp/privacy.html> を参照ください。

平成30年2月1日 改定

毎日の生活の中の「こまった!」を解決。安心、安全の補償が盛りだくさん。

# リブリーサポート

会員様専用

## 健康生活ホットライン

健康・医療相談サービス

医療機関の情報提供サービス

郵送検査紹介サービス

家事代行紹介サービス

無料保険相談サービス

24時間365日  
応急対応

## 生活安心QQサービス

水まわりのトラブル

カギのトラブル

ガラスのトラブル



様々な不安やトラブル。  
「誰に相談したらいいの？」  
そんな時に役立ちます!

## お問い合わせ

引受少額短期保険業者

**Jicc** ジック少額短期保険株式会社

〒283-0068 千葉県東金市東岩崎 15 番地 6  
TEL.0475-50-2240 FAX.0475-50-2241  
受付時間：午前9時30分より午後5時まで  
(土日・祝日、年末年始休業)

家財保険・事故受付サービス

フリーダイヤル：0120-492-585

受付時間：24時間、365日受付・対応

## ●運営会社

株式会社THREE

〒530-0038

大阪府大阪市北区紅梅町

1番18号 エルゴ1F

<https://three.co.jp/>

## ●取扱代理店

会員様専用

# 健康生活ホットライン

## サービス1 病気や健康の悩みを相談できる！ 健康・医療相談サービス ☎0120-390-718

●病気に関するご相談や、医療についてのお悩みなど、様々なご相談に経験豊富な看護師がお電話でお答えします。

### 健康に関するご相談

日常生活での「気になる体の不調」や、日頃から気になる健康に関する知識・食事など「健康維持・増進」に関するご相談をお受けします。

### 育児に関するご相談

妊娠・出産・育児全般に関するご相談からお子さまの気になる行動や体調、いざというときの応急処置方法などのご相談までお受けします。

### 季節性の病気や症状のご相談

インフルエンザや花粉症など季節性の病気や症状について、ご相談をお受けします。

## サービス2 困ったときに医療機関情報を 医療機関の情報提供サービス ☎0120-390-718

●医療機関に関する情報を提供します。

### 医療機関情報のご提供

ご自宅や会社の近くの医療機関に関する情報などご利用者のニーズに応じた医療機関の情報を提供いたします。

### 夜間・休日の医療機関情報のご提供

夜間・休日に診てくれる医療機関の情報や年末年始の全市町村の当番医に関する情報も提供いたします。

※本サービスは情報提供サービスであり、実際に医療機関を利用される場合の費用は、お客様のご負担となります。

## サービス3 自分でできる健康検査をご案内 郵送検査紹介サービス ☎0120-390-718

●ご自宅にしながら検査ができるサービスを割引料金でご紹介します。ご自宅に送付される検査キットを使って、説明書の指示どおりにご自身で血液などを採取いただき、返送していただくだけで検査結果が届きます。

※生活習慣病、がん、女性特有の病気など用途に応じた検査があり、採取いただく検体物（血液・尿など）は検査の種類によって異なります。

※適用される割引料金は検査の種類によって異なります。

### ご利用手順

- ①フリーダイヤルにお電話ください。
- ②物件名・写室・お名前をお伝えください。
- ③「郵送検査紹介サービス」をご利用の旨をお伝えください。
- ④申込書類一式を送付いたします。
- ⑤お申込後、代金をお振込みいただけますと、10日から2週間程度検査キットがお手元に届きます。
- ⑥キットに同封されている説明書の指示通り検体物（血液・尿など）を採取し、返信用封筒にてご送付ください。（送料は無料です）
- ⑦検査センターに検体が到着後、10日後で検査結果がお手元に届きます Webでの検査結果閲覧も可能です。

## サービス4 お手伝いさんをご紹介 家事代行紹介サービス ☎0120-390-718

●ご家族の急な入院やケガなどで困ったときや、出産や単身赴任で手が回らないときに家事代行サービス事業者をご紹介します。

※家事代行をご利用される場合の費用はお客様のご負担となります。（料金はサービス内容や地域、時間帯により異なります）

※育児、介護、調理、特定の商品の買い物など、家事代行できない業務があります。具体的な家事代行の内容、時間、実施日時などにつきましては、ご紹介のサービス提供者とご相談願います。

※地域によってご利用いただけない場合があります。

### ご利用手順

- ①フリーダイヤルにお電話ください。
- ②物件名・写室・お名前をお伝えください。
- ③「家事代行紹介サービス」をご利用の旨をお伝えください。

## サービス5 保険をじっくり比較 無料保険相談サービス「保険ゲート」 ☎0120-32-9283

※「健康生活を見て」とお伝えください

●家計や保険の見直し相談ができるファイナンシャルプランナー（FP）をご紹介します。お客様のご希望場所までFPがお伺いします。もちろん相談料は無料です。

### 家計の見直し相談

貯蓄を増やすコツは固定費の削減。家計の現状を把握し、ムダが無いかわチェックできます

### 保険の見直し相談

入院による医療費で家賃の支払いが厳しくなることも。保険でカバーする方法もご提案できます

### ご利用手順

- ①フリーダイヤルにお電話ください。
- ②ご希望の日時・場所や相談内容をお伝えください。
- ③お約束した日時、場所にFPがお伺いしますので、納得行くまで相談してください。

本サービスはフジサンケイグループのディノス・セシールが運営する無料保険相談サービス「保険ゲート」です。経験豊富なFPをご紹介します。家計や保険に関する相談全般をお受けします。女性FPも多数所属し、女性のお客様にもご好評いただいております。（一部エリア除く）

24時間365日 応急対応

# 生活安心QQサービス

夜間や休日等で、不動産管理会社・大家さん等が対応できない以下の緊急時に、24時間365日体制で入居者の住まいに駆けつけ応急対応をいたします。

※30分程度の応急対応に要する作業や出張料は無料となります（部品代は除きます）。

### 水まわりのトラブル



トイレのつまりや蛇口からの水漏れ等

### カギのトラブル



ドアキーを紛失し部屋に入れない場合の開錠対応

### ガラスのトラブル



ガラスの破損修理  
\*ガラス代は実費となります。

生活安心QQサービス 受付専用フリーダイヤル

☎0120-307-255

## 生活安心QQサービス・ご利用上のご注意

- ・生活安心QQサービスをご利用の際には物件名・写室・お名前等をご確認させていただきます。
- ・30分以上の作業実費や部品代金はご利用者の負担とさせていただきます。
- ・緊急性がないと判断した場合は出動できませんのでご了承ください。
- ・給排水管の凍結による故障、給湯器、食器洗い乾燥機等の故障は対象外となります。
- ・ドア開錠の際には本人確認のため免許証など身分証明証を提示していただきます。
- ・加入後1か月以内は、コールセンターにて会員情報を確認できない場合があります。その場合、有料対応となる場合があります。

## お部屋に生活安心総合保険が自動付帯

お部屋に収容されている家財の補償 下記①～⑧の事故によって生じた家財の損害を補償します。

家財損害				盗難損害	風水害損害	破汚損損害		
①火災	②落雷・破裂・爆発	③外部飛来	④騒じょう・労働争議など	⑤水濡れ	⑥盗難	⑦風災・ひょう災・雪災	⑧水災	⑨偶然な事故（破汚損）
								自己負担3万円

### 事故に伴うさまざまな費用の補償

上記①～⑧の事故で保険金が支払われ、以下の費用を負担された場合に、補償します。

罹災費用	残存物撤去費用	緊急宿泊費用	罹災転居費用	ドアロック交換費用
上記①～⑧の事故により保険金が支払われる場合、保険金をお支払いします。	上記①～⑧(⑥を除く)の事故により保険金が支払われる場合、保険金をお支払いします。	火災等で賃貸住宅で生活できなくなった際の宿泊費用をお支払いします。	火災等の事故により、賃貸住宅に居住できなくなった場合、転居先の賃貸借費用および転居先への引越費用をお支払いします。	ピッキングによる盗難事故の場合、再発防止のためのドアロック交換費用をお支払いします。

### 賃貸住宅の修理費用等の補償

以下の修理費用を負担された場合に補償します。

修理費用	修理費用破汚損担保	孤立死原状回復費用
上記①～⑧の事故により賃貸住宅が損害を受け、入居者が修理費用を負担した場合にお支払いします。	不測かつ突発的な偶然の過失により賃貸住宅が損害を受け、入居者が修理費用を負担した場合にお支払いします。	賃貸住宅内での孤立死による汚損清掃、修理費用などをお支払いします。

### 大家さん、第三者への賠償事故を補償

以下の事故で損害賠償責任を負担された場合に補償します。

借家人賠償責任保険	個人賠償責任保険
火災、破裂、爆発事故を起こし、賃貸住宅を損壊させ貸主に対して法律上の損害賠償責任が発生した場合にお支払いします。	日本国内で次の事故によって、他人の身体の損害または財物の損壊について法律上の損害賠償責任が発生した場合にお支払いします。 ①賃貸住宅の使用または管理に起因する偶然な事故 ②被保険者の日常生活に起因する偶然な事故

### お支払いする保険金額(上限)、保険金をお支払いできない主な場合

※補償期間(保険期間)：ご入居日からご退去日まで自動補償

項目	保険金額(上限)	保険金をお支払いできない主な場合
家財損害保険金①～⑤	1,000,000	(ア)ご入居者の故意、重大な過失または法令違反
盗難損害保険金⑥	200,000	(イ)戦争、内乱、事変
風水害損害保険金⑦～⑧	100,000	(ウ)地震もしくは爆発火、これらによる津波
破汚損損害保険金⑨	500,000	(エ)核燃料物質などに起因する事故
罹災費用保険金	100,000	(オ)火災等の事故の際の損失、盗難
残存物撤去費用保険金	50,000	(カ)保険の目的に含まれない物(自動車、船舶、有価証券、クレジットカードなど、貴金属、宝石1個または1組が30万円を超えるもの)、武器、コンタクトレンズ、プログラム、データなど)に関する損害
緊急宿泊費用保険金	200,000	(キ)自然消耗、かび、ひび割れ等
転居費用保険金	300,000	※盗難損害保険金の現金は10万円が限度
ドアロック交換費用保険金	30,000	
修理費用保険金	1,000,000	(ク)退去後に発見された損壊に起因する修理費用、(ケ)かび、かき傷、塗料の剥離などの単なる外観上の損壊
修理費用破汚損担保保険金	500,000	
孤立死原状回復費用保険金	500,000	
借家人賠償責任保険金	5,000,000	(コ)被害者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任
個人賠償責任保険金	5,000,000	

24時間365日 受付対応

事故受付サービス ☎0120-492-585